

別記2

農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）について

（事業実施計画等）

第1 事務取扱要領第3に定める事業実施計画の提出にあたっては、実施要領別記2-3で定める別紙様式第1号による事業実施計画及び実施要領別記2-3の第6の5で定める「環境負荷低減のチェックシート」に添付書類を添えて行うものとする。

（事業実施計画の変更）

第2 事務取扱要領第4に定める事業実施計画の変更は、次に該当する場合に行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更（事業実施主体の追加、削除又は名称の変更）
- (3) 成果目標の変更（成果目標の変更又は目標値の変更）
- (4) 新商品の変更
- (5) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条の規定に基づく認定又は第6条の規定に基づく変更の認定を受けた総合化事業計画及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条の規定に基づく認定又は第5条の規定に基づく変更の認定を受けた農商工等連携事業計画の変更に伴う変更
- (6) 補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
 - ア 補助対象経費の30パーセントを超える増減
 - イ 補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増
- (7) 不用額の発生に伴う補助金額の減額（食の安全・みどりの農業推進監が必要と認めた場合に限る。）

（事業の変更）

第3 事務取扱要領第10に定める事業の変更の申請は、次に該当する場合に行うものとする。

- (1) 事業実施主体等の変更
- (2) 別記第3-2号様式により補助指令を行った補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
 - ア 補助対象経費の30パーセントを超える増減
 - イ 補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増

(事業の完了後の確認)

第4 知事又は総合振興局長等は、次の(1)及び(2)により、事業完了後目標年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

(1) 経営状況の確認

目標年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

(2) 現地確認

現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認。

(事業実施状況の報告)

第5 事業実施主体は、事務取扱要領第27に定める事業実施状況の報告にあたっては、事業実施状況の点検を自ら行った上で、次に掲げる事項を含めて事業実施状況の報告書(定量的な根拠に基づき具体的に記載する。)を作成し、別記第22号様式に根拠資料を添えて、当該年度の翌年度の4月30日までに、補助事業者を経由して、知事又は総合振興局長等に報告を行うものとする。

(1) 事業実施状況

(2) 目標値及び目標値の達成率

(3) 事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法

2 1により実施状況の報告を受けた総合振興局長等は、その内容を点検し、各年度の成果目標の達成率が3年連続して70%未満となった場合又は単年度で50%未満となった場合は、当該事業実施主体に対し、実施要領別記2-3に定める別紙様式第3号による改善計画の作成を含む必要な改善措置を講ずるものとする。

3 総合振興局長等は、1により提出のあった事業実施状況報告書について、2による改善措置を講じた場合はその内容を併せて、6月10日までに食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。

(事業の成果の評価)

第6 事業実施主体は、事務取扱要領第28に定める事業成果の評価の報告にあたっては、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行った上で、第5の(1)から(3)までに掲げる事項を含めて評価報告書(定量的な根拠に基づき具体的に記載する。)を作成し、別記第22号様式に根拠資料を添えて、目標年度の翌年度の4月30日までに、補助事業者を経由して、知事又は総合振興局長等に報告を行うものとする。

2 1により事業の成果の評価の報告を受けた総合振興局長等は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成率が100%未満の場合にあっては、当該事業実施主体に対し、実施要領別記2-3に定める別紙様式第3号による改善計画の作成を含む必要な改善措置を講じ、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報

告させるものとする。

- 3 総合振興局長等は、1により提出のあった報告書について、2による改善措置を講じた場合はその内容を併せて、6月10日までに食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。

(事業の改善等)

- 第7 事業実施主体は、第5又は第6による総合振興局長等からの改善措置等を踏まえ、新商品の変更を行わなければ成果目標の達成が困難と判断するときは、新商品の変更を伴う改善計画を実施要領別記2-3で定める別紙様式第3号により作成し、補助事業者を通じて知事又は総合振興局長等に提出することができる。
- 2 知事又は総合振興局長等は、事業実施主体から提出のあった改善計画について、次の全ての要件を満たすかどうかを判断し、その改善計画の妥当性について補助事業者を通じて事業実施主体に通知する。
 - (1) 実施要領別記2-3の第4の1に定める成果目標を下回らないこと。
 - (2) 本事業により整備した施設等を活用するものであること。
 - (3) 新商品の変更に当たり、次のいずれかに該当すること
 - ア 商品そのものが新しいこと。
 - イ 原料が新しいこと。
 - ウ 製法が新しいこと。
- 3 事業実施主体は、2の通知を受けた後、事業実施計画期間中においては、新商品の変更に係る事業計画の変更について補助事業者を通じて知事又は総合振興局長に提出することができる。
- 4 総合振興局長等は、3の事業計画の承認又は不承認を通知するにあたっては、申請書の写しを添えて、あらかじめ食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。